2．改正された日本工業規格

セラミックタイル試験方法―第１部：抜取検査	A 1509―１
セラミックタイル試験方法―第10部：耐薬品性試験方法	A 1509―10
セラミックタイル試験方法―第11部：施ゆうタイルから溶出する鉛及びカドミウムの定量方法	A 1509―11
セラミックタイル試験方法―第12部：耐滑り性試験方法	A 1509―12
セラミックタイル試験方法―第13部：ユニットタイルの品質試験方法	A 1509―13
セラミックタイル試験方法―第２部：寸法・形状の測定方法	A 1509―２
セラミックタイル試験方法―第３部：吸水率，見掛け気孔率及びかさ密度の測定方法	A 1509―３
セラミックタイル試験方法―第４部：曲げ破壊荷重及び曲げ強度の測定方法	A 1509―４
セラミックタイル試験方法―第５部：床タイルの耐素地摩耗性試験方法	A 1509―５
セラミックタイル試験方法―第６部：床タイルの耐表面摩耗性試験方法	A 1509―６
セラミックタイル試験方法―第７部：耐熱衝撃性試験方法	A 1509―７
セラミックタイル試験方法―第８部：施ゆうタイルの耐貫入性試験方法	A 1509―８
セラミックタイル試験方法―第９部：耐凍害性試験方法	A 1509―９
自動ドア開閉装置の試験方法	A 1551
セラミックタイル	A 5209
低圧サージ防護デバイス―第12部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの選定及び適用基準	C 5381―12
低圧サージ防護デバイス―第21部：通信及び信号回線に接続するサージ防護デバイス（ＳＰＤ）の要求性能及び試験方法	C 5381―21
電子機器用コネクタ試験方法	C 5402
電子機器用コネクタ―試験及び測定―第１―100部：一般―試験方法規格一覧	C 5402―１―100
Ｆ16形光ファイバコネクタ（ＳＣ―ＳＲコネクタ）	C 5985
Ｆ19形光ファイバコネクタ（ＭＴ―ＲＪコネクタ）	C 5988
ガス栓	S 2120
国際符号化文字集合（ＵＣＳ）	X 0221
オフィス文書のためのオープン文書形式（Open Document）v1.1	X 4401
溶接姿勢―傾斜角及び回転角による定義	Z 3011
鉛フリーはんだ試験方法―第１部：溶融温度範囲測定方法	Z 3198―１

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年６月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成26年６月20日　　経済産業大臣　茂木　敏充

記

廃止された日本工業規格

低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法	C 5381―１
ソルダペースト	Z 3284

公　告

諸　事　項

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年６月11日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年６月20日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　東　　資能　昭和30年８月16日生
税理士名簿登録番号　第53731号
税理士事務所　広島県呉市中央１丁目６番９号501
住所　広島県呉市東畑１丁目13番38号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項及び第46条の規定に基づき、平成26年６月10日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年６月20日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　粟野　彰啓　昭和48年７月24日生
税理士名簿登録番号　第96761号
税理士事務所　東京都多摩市鶴牧１丁目14番地の14
住所　東京都多摩市鶴牧１丁目14番地の14

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項、第２項及び第46条の規定に基づき、平成26年６月10日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年６月20日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　石田　　稔　昭和49年11月26日生
税理士名簿登録番号　第110128号
税理士事務所　大阪府大阪市淀川区十八条２―10―９リル三国101号
住所　大阪府堺市西区鳳南町３丁199番１フロントウイング915号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年６月13日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年６月20日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　大木　善弘　昭和26年８月７日生
税理士名簿登録番号　第68729号
税理士事務所　東京都千代田区霞が関１丁目４番１号日土地ビル４階
住所　東京都渋谷区渋谷１丁目20番11―502号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成26年６月９日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年６月20日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　大迫　里美　昭和45年10月11日生
税理士名簿登録番号　第104543号
税理士事務所　神奈川県相模原市中央区青葉１丁目10番４―５号
住所　神奈川県相模原市中央区青葉１丁目10番４―５号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第45条第１項の規定に基づき、平成26年６月９日から税理士業務の禁止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年６月20日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　太田　　孝　昭和28年12月25日生
税理士名簿登録番号　第45978号
税理士事務所　東京都杉並区和田１丁目38番15号
住所　東京都杉並区和田一丁目38番15号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年６月10日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成26年６月20日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　河野　俊造　昭和29年１月８日生
税理士名簿登録番号　第88322号
税理士事務所　宮崎県都城市若葉町38号９番
住所　宮崎県都城市若葉町38号14番地１